

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第4補給処調達部長  
藤本 芳信

契約条項の一部改正について

- 1 「整備技術利用等一般契約条項を次のとおり一部改正しました。  
本契約条項は令和5年5月1日以降の該当契約に適用されます。

旧	新
<p style="text-align: center;"><b>整備技術利用等一般契約条項</b></p> <p>(その他)</p> <p><b>第 37 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>整備技術利用等一般契約条項</b></p> <p>(その他)</p> <p><b>第 37 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p> <p><b>4</b> この契約においては、乙は「<u>責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン</u>」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</p>

- 2 「製造請負一般契約条項」を次のとおり一部改正しました。  
本契約条項は令和5年5月1日以降の該当契約に適用されます。

旧	新
<b>製造請負一般契約条項</b>	<b>製造請負一般契約条項</b>
<p>(その他)</p> <p><b>第 50 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p>2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p>3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p><b>第 50 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p>2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p>3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p> <p><u>4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</u></p>

- 3 「売買一般契約条項」を次のとおり一部改正しました。  
本契約条項は令和5年5月1日以降の該当契約に適用されます。

旧	新
<b>売買一般契約条項</b>	<b>売買一般契約条項</b>
<p>(その他)</p> <p><b>第 44 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p>2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p>3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p><b>第 44 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p>2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p>3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p> <p><u>4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</u></p>

- 4 「役務請負一般契約条項」を次のとおり一部改正しました。  
本契約条項は令和5年5月1日以降の該当契約に適用されます。

旧	新
<b>役務請負一般契約条項</b>	<b>役務請負一般契約条項</b>
<p>(その他)</p> <p><b>第 53 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p><b>第 53 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p> <p><b>4</b> この契約においては、乙は「<u>責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン</u>」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</p>

- 5 「調査研究請負一般契約条項」を次のとおり一部改正しました。  
本契約条項は令和5年5月1日以降の該当契約に適用されます。

旧	新
<b>調査研究請負一般契約条項</b>	<b>調査研究請負一般契約条項</b>
<p>(その他)</p> <p><b>第 48 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p><b>第 48 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p> <p><b>4</b> この契約においては、乙は「<u>責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン</u>」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</p>

- 6 「輸入品売買一般契約条項」を次のとおり一部改正しました。  
本契約条項は令和5年5月1日以降の該当契約に適用されます。

旧	新
<b>輸入品売買一般契約条項</b>	<b>輸入品売買一般契約条項</b>
<p>(その他)</p> <p><b>第 46 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p><b>第 46 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p> <p><b>4</b> <u>この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</u></p>

- 7 「賃貸借一般契約条項」を次のとおり一部改正しました。  
本契約条項は令和5年5月1日以降の該当契約に適用されます。

旧	新
<b>賃貸借一般契約条項</b>	<b>賃貸借一般契約条項</b>
<p>(その他)</p> <p><b>第 31 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p><b>第 31 条</b> この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。</p> <p><b>4</b> <u>この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。</u></p>